

損保 1（問題）

【 第 I 部 】

問題 1. 次の（1）～（5）の各問に解答しなさい。〔解答は解答用紙の所定の欄に記入すること〕
（25点）

（1）平成 20 年 6 月に公布された保険法に関する記述について、次の①～⑤の空欄に当てはまる最も適切な語句を埋めなさい。

今般の保険法改正では、従来、商法の中で規定されていた保険契約に関する部分を、独立法として括り出してひらがな口語体表記に改めるとともに、に配慮した現代社会に適合するものとするため、全面的な見直しが行われている。特に、商法で規定されていなかったいわゆるがとして明確化された点が特徴的である。

なお、契約は、保険法第 2 条（定義）において「保険契約のうち、保険者がに基づきを行うことを約するものをいう。」と定義されている。

（2）損害保険の純保険料の算出にあたっては、保険金の期待値にリスクマージン（安全割増）を加える算定手法が考えられる。この純保険料の算定手法のうち代表的なものを 4 つ挙げ、それぞれを簡潔に説明しなさい。

（3）超過損害額再保険の利用における層化（layering）の必要性について説明しなさい。

（4）地震のリスクモデルの一般的な考え方に関する記述について、次の①～⑤の空欄に当てはまる最も適切な語句を埋めなさい。

地震による保険金を推定するリスクモデルの一般的な考え方は、を評価した上で、、、断層面の諸元を用いて保険の目的の場所におけるを計算し、当該と保険の目的のとの経験的または工学的に求めた関係式またはシミュレーションから保険金を推定するというものである。

(5) リスク管理の一般的なプロセスに関する記述について、次の①～⑤の空欄に当てはまる最も適切な語句を埋めなさい。

リスク管理の一般的なプロセスは、、を行ったうえで、対策の選定・実施を行う。対策（すなわち、リスクコントロール）の手段には、「」、「回避」、「」などがある。これらの対策後のリスク（残留リスク）は企業が保有することとなるため、企業として容認できる水準に収まっているかどうかを評価、検証する。

その上でのステップとしてと是正が挙げられ、上記のプロセスが適切かつ効率的に運用されているかどうかを検証する。

問題 2. 次の (1) ～ (5) の各問に解答しなさい。〔解答は解答用紙の所定の欄に記入すること〕
(35点)

(1) 保険料の算出にあたり、予定発生率・損害額の算出および予定利率の設定につき留意すべき点を「保険会社向けの総合的な監督指針」に則って説明しなさい。

(2) 参考純率制度に関し、①参考純率の定義、②参考純率の対象種目、③適合性審査、④料率団体の会員による保険業法上の認可申請・届出のそれぞれについて説明しなさい。

(3) 長期の保険期間で保険料を一括して前受け收受する場合の営業保険料率を算出する際に、保険期間1年の営業保険料率に保険期間に応じた長期係数を乗じて算出する場合があるが、長期係数の算出において考慮すべき事項を挙げ、説明しなさい。

(4) 保険法の制定により、保険給付の履行期を約款に規定することが求められるが、当該規定を定めるにあたり留意すべき点を「保険会社向けの総合的な監督指針」に則って挙げなさい。

(5) 「保険検査マニュアル」では、取締役会における保険引受リスクに係る管理方針の明確化を求めているが、このリスク管理方針の具体的な内容として含めるべき事項を、「保険検査マニュアル」に則って挙げなさい。

【 第 II 部 】

問題 3. 次の (1)、(2) の各問に解答しなさい。〔解答は汎用の解答用紙に記入すること〕
(40点)

- (1) ある損害保険商品（保険期間は1年とする）の発売後の保険実績を利用し、損害率法を用いて料率検証を行うことを検討するにあたり留意すべき事項を挙げ、アクチュアリーとしての所見を述べなさい。なお、損害率の算出およびその損害率の確認における留意点について必ず触れること。
- (2) 自動車保険（予定損害率：60%）において、料率検証の結果、地域別に次のとおり信頼に足る損害率が取得できたとする。

地域	台数	平均保険料単価	損害率
a 地区	60万台	40,000円	75%
b 地区	30万台	40,000円	30%

a 地区、b 地区に対して地域別の保険料率の導入を検討するにあたり留意すべき事項を挙げ、アクチュアリーとしての所見を述べなさい。

以 上

損保1 (解答例)

【 第 I 部 】

問題 1.

(1)

①	契約者保護
②	第三分野の保険契約
③	傷害疾病定額保険
④	人の傷害疾病
⑤	一定の保険給付

(2)

① 期待値原理

保険金の期待値の定数倍をリスクマージンとする方法
② 分散原理

保険金の分散の定数倍をリスクマージンとする方法
③ 標準偏差原理

保険金の標準偏差の定数倍をリスクマージンとする方法
④ 分位原理

保険金の高分位点を純保険料とする方法

(3)

層化（レイヤーを分けること）の必要性は、再保険者の引受能力と再保険料率との関係にある。ハイ・レイヤーの事故発生頻度は、ロー・レイヤーに比べて低いため、ロー・レイヤーの再保険責任は引き受けないような再保険者であってもハイ・レイヤーでは引き受ける場合がある。また、特殊なリスクについては、再保険者の引受能力が低いため、例えば特殊リスクも担保するレイヤーと特殊リスクは担保せず通常リスクのみを担保するレイヤーに分けることにより、通常リスクについて大きなカバーを確保することもできる。また、再保険料率については、事故発生頻度の低いハイ・レイヤーにおいては、ロー・レイヤーに比べて相当に低くすることができるため、層化によって超過損害額再保険全体としての再保険料を低く抑えることができる。
--

(4)

①	地震の発生確率
②	震源域
③	マグニチュード
④	地震動
⑤	脆弱性

(5)

①	リスクの識別
②	リスクの分析・評価
③	移転
④	低減
⑤	モニタリング

問題 2.

(1)

<p>保険料の算出にあたり、「保険会社向けの総合的な監督指針」においては、</p> <p>予定発生率・損害額（または予定解約率等）は、基礎データに基づいて合理的に算出が行われ、かつ、基礎データの信頼度に応じた補整が行われていることが求められる。</p> <p>また、予定利率については、保険種類、保険期間、保険料の払方、運用実績や将来の利回り予想等を基に、合理的かつ長期的な観点から適切な設定が行われることが求められる。</p>
--

(2)

①参考純率の定義	<p>会員による保険料率算出の基礎とし得るものとして、料率団体が算出した純保険料率を参考純率という。参考純率は、合理的かつ妥当なものでなければならず、また、不当に差別的なものであってはならない。</p>
②参考純率の対象種目	<p>火災保険、傷害保険、自動車保険、医療費用保険、介護費用保険</p>
③適合性審査	<p>主務官庁は、届出のあった参考純率が料率三原則の見地から適合しているかの審査を行い、届出を受理した日の翌日から起算して 30 日以内に、その結果を料率団体に通知しなければならない。料率団体は、前通知を受けたときは、遅滞なく、会員会社に対してその旨の通知を行わなければならない。</p>
④料率団体の会員による保険業法上の認可申請・届出	<p>料率団体の会員が、料率三原則に適合する通知を受けた参考純率を基礎として算出した保険料率の認可申請または届出を行った場合には、主務官庁は当該参考純率の適合性を勘案して、審査を行うものとする。</p>

(3)

① 付加保険料部分の調整による割り引き

1年ごとに契約を更改する必要がないので、新契約に要するコストを節減できること。

② 予定利率の織り込みによる割り引き

数年分の保険料が一括前払いされるので、保険会社は運用利息による利益を受けることができること。

③ 危険度の増加または減少に対する割増・割引

将来において、危険度が増加または減少すると予想される場合、この危険度の増加または減少分を保険料率に反映させて調整すること。例えば、火災保険において地球温暖化等による将来の台風や水災の危険度の増加が予想される場合、その影響を保険料率に反映させることが考慮すべき事項として挙げられる。

(4)

ア. 損害調査手続き等の保険給付手続き等に必要となる合理的な期間を踏まえて、一定の期限内に支払うとする基本的な履行期を約款に定めているか。

なお、その際、現行約款に規定している基本的な履行期（例えば、損害保険契約においては30日）を不当に遅滞するものとなっていないか。

イ. また、基本的な履行期の例外とする期限を定めるときは、保険類型ごとに保険給付のために行う公的機関や医療機関等への確認等、必要となる確認事項が明確に定められているとともに、その期限が客観的にみて合理的な日数をもって定められているか。

なお、基本的な履行期の例外とする期限を適用する場合には、保険金を請求した者に対し、保険給付のために行う確認事項及び必要となる日数を通知することとしているか。

ウ. 保険給付事由が発生し、保険契約者等から通知を受けた場合には、適切な保険金等支払管理態勢のもと、保険契約者等に対し、保険金等請求手続きの明確な説明および保険金等請求書類の迅速な交付が行われるような態勢が整備されているか。

(5)

イ. 責任準備金等、自己資本又は利益（剰余）の状況等に基づく保険種類ごとの保有保険契約額限度設定(ポートフォリオの管理)、責任準備金等の追加積立て等によるリスク管理手法
ロ. 各保険商品の改廃、引受基準の設定、保険商品の販売方針変更等によるリスク・コントロール手法及びこれらの措置の発動基準
ハ. 取締役会等への報告・承認申請等基準
ニ. 損害保険会社における自由料率、標準料率、範囲料率及び幅料率商品の取扱いに関する基本方針
ホ. リスクに応じ合理的かつ妥当であり、特定の者に対し不当に差別的とならないよう保険料を算定するための方針

【 第 II 部 】

問題 3.

(1)

a. 損害率法の利用にあたっての留意点

損害率法の利用にあたっては、もう一つの料率算定方法である純保険料法との違いを整理および理解した上で利用する必要がある。

損害率法は、同じ統計データに基づいて従来の保険料率を検証する場合には、純保険料法と同じ結果が得られるため、このことだけを考慮すると、どちらがより正確性を有しているかという観点からの比較では、優劣をつけがたい。

また、損害率法は、エクスポージャ数の記録が不要であり、純保険料法に比べ統計データ量がやや少なくて済むため、管理・運営コストが若干少なく済むというメリットが考えられる。

一方、エクスポージャ数が欠落していると、例えば検証対象とする実績データの現行料率水準への調整がより難しいものになり、それだけ正確性が落ちるデメリットも想定される。さらに、損害率法は、比較的統計データの蓄積が豊富で、かつ損害率が毎年比較的安定して推移している保険種目に用いられることが多く、一件あたりの支払額にばらつきがあり、毎年の損害率変動が激しいため事故頻度と一件あたりの支払額に分けて個々のトレンドを加味して、より精緻な検証を行うのが望ましい保険種目については純保険料法が一般的に有効と考えられる。

従って、一般的に総体として料率水準を確認するために、まず損害率法が用いられるが、次に料率区分ごとの料率水準あるいは料率区分間の格差を検証するにあたっては、純保険料法が用いられることが多く、損害率法だけの検証だけで結論づけることが出来ない場合があることを理解しておく必要がある。

b. 損害率の算出にあたっての留意点

① 損害率の種類

損害率は、単純に言えば保険料に対する保険金の割合であるが、リトン・ベース損害率、アーンド・ベース損害率そしてポリシー・イヤー・ベース損害率等様々な種類の損害率の算出が考えられる。

どの損害率を算出するかは、それぞれの損害率の特徴を理解した上で、検証しようとしている保険商品の特性や販売状況も踏まえて決定する必要がある。

一般的には、会計年度別のリトンプレミアムとペイドロスの比率を見るリトン・ベース損害率ではなく、ポリシー・イヤー・ベース損害率またはアーンド・ベース損害率のどちらかを算出することが望ましい。

保険料が急増中または急下降中の保険商品においては、リトンプレミアムは今日の急成長・急下降を反映したものとなるが、ペイドロスは、概して従前の保険料のボリュームがまだ少ないもしくは多い当時のボリュームのものを反映していることになる。その結果、リトン・ベース損害率は実態より乖離することとなり、保険商品の収益を過大または過小評価し、料率水準を誤って見積もってしまう可能性がある。

また、ロスがそのロスをカバーするためにあらかじめ収入した保険料に対応しているポリシー・イヤー・ベース損害率が、損害率の実態を最も正確に反映していると考えられるが、ポリシー・イヤー・ベース損害率については、各契約年度に対して最低でも2年間の実績が必要となるため、直近年度の実績については保険料、保険金の推定を行う必要がある点に留意する必要がある。

そのため、保険料や保険金の推定に誤差が想定される場合には、アーンド・ベース損害率を

利用することが考えられるが、さらに会計年度別のアーンドプレミアムとその会計年度において発生した保険事故に起因して生じたクレームの全てから構成されるインカードロスを利用した損害率を算出して代替することも有効である。

② 担保危険別の損害率

料率検証の対象となる保険商品が、自然災害等、頻度は少ないが損害額の大きい事故を担保している場合には、実績から算出した損害率は過大または過少である可能性がある。

保険商品の特性を踏まえ、このような場合には、自然災害等とそれ以外で保険料と保険金を分けて集計した上で損害率を算出し、その上で料率検証することも重要である。

③ 予定損害率別の損害率

損害率法を用いた料率検証は、予定損害率と実績損害率の差を比較することになる。そのため、実績を用いて算出する損害率に異なる予定損害率の契約が混在している場合には、正確な料率検証ができない可能性がある。

また、同一保険種類であっても、「過去において保険料改定が行われている場合」や「団体割引等の割引が適用されている場合」には、予定損害率が異なる可能性がある。

このように、検証対象とする保険種類にそのような実態がないかを確認した上で、予定損害率が異なる契約がある場合には、損害率の算出において、予定損害率が異なる契約別に保険料および保険金を集計して実績損害率を算出することも正確な料率検証において重要である。

④ 信頼性理論の利用

過去の保険金実績データ量が十分でなかった場合には、標本分散が大きくなり、データとしての「ブレ」が多く含まれることになる。不安定なデータを用いて料率検証を行うことは正確な検証結果を導くことが難しく、信頼性理論を用いて調整する必要がある。

特に、検証単位を細分化して損害率を算出する場合には、細分化すればするほど検証単位ごとの実績データが十分ではなくなる可能性があるため、留意が必要である。

⑤ システム開発

実際に料率検証はシステムを用いて実施することが一般的である。

そのシステムにより算出された損害率が実際に上記の観点を踏まえた上で設計されているものなのか、対象としている商品のデータが網羅されているのか等を確認することが重要である。

また、今後の料率検証における連続性の観点も重要であり、今回算出した損害率と同じ基準で次回以降も損害率が算出できるようなシステムの構築も求められ、料率検証の度に取得可能な実績データが異ならないように留意する必要がある。

c. 損害率確認にあたっての留意点

① 損害率の推移

損害率法で用いる実績損害率は、対象商品の発売後の期間にも拠るが、過去何年分の実績損害率とするのか決定しなければならない。

過去の1年ごとの実績損害率が安定して推移している場合や発生頻度の小さいロスを対象として料率検証するのであれば、データ量を多くして信頼度を高めるためにも観測期間を長くすることが重要となる。

一方、明らかなトレンドが見られる場合には、観測期間を短くする必要があり、この場合においては、そのトレンドがインフレや法改正等の外部環境によるものなのか、それとも販売政策や保険金支払政策等の内部環境によるものなのか、今後もそのトレンドは継続しうのか見極める必要も出てくる。その結果として、トレンドファクターを算出し保険金実績を修正した上で料率検証を行うことも重要となってくる。

② 商品改定や引受方針の変更有無の確認

引受限度額や免責金額の変更、損害率が高い契約への個別対策等、保険料改定以外の商品改定や保険会社の引受方針に伴い損害率の変動する可能性もある。

算出された損害率だけを見て評価することではその傾向を捉えることはできず、損害率の背景となる商品に関する販売動向、損害の支払状況等、数値だけでは判断できない事項が多々あることを十分承知した上で対応することが重要であり、その知識に基づき検証単位を細分化する等、その背景が数値にどのように影響しているのかを確認していくことが重要である。

③ 大口事故の確認

データ量は十分であったとしても、大口事故の発生によって損害率にブレを生じさせる可能性も考えられる。

算出された損害率と予定損害率を比較する際に、損害率のブレの要素や場合によっては支払件数の推移を確認し、大口事故による異常値として判定できるものであれば、その影響を控除した上で損害率を確認するということが重要になってくる。

なお、大口事故は単純に無視するのではなく、別途毎年の発生状況の確認や損害担当者へのヒアリング等を通じて、現行の料率に織り込むべきものなのかといった確認等も必要である。

d. その他料率検証上の留意点

① 付加保険料を構成する要素の確認

損害率法を用いた場合には、必要となる純保険料の水準の妥当性の検証はできるものの、経費や代理店手数料の変化を含めた料率全体の水準に関する妥当性を確認できない。

料率検証結果を用いて料率改定の要否を判定することを考えた場合、経費や代理店手数料についても、確認が必要であり、予定社費率や予定代理店手数料率と実績との比較も行い料率検証を行う必要がある。その意味では損害率だけではなく、コンバインド・レシオの確認も行う必要がある。

特に、社費率については、システム開発等の理由により先行投資的に一時に膨らむ可能性もあり、それらの経費を今後保険料としてどのように確保していくのかといった検討も求められることになる。

② 将来予測の策定

料率検証は、現在料率が適正な水準にあるか否かを確認した上で、将来の料率のあり方を決定するために行うものである。

そのため、過去実績において現行料率が適正な水準ではないと判断した場合、例えば頻繁な料率改定を避けるためにも、いったいどの程度まで料率を調整すれば良いのか、逆に、激変緩和措置を行った場合には、いつの時点でその措置を解消していくのかも検討しなければならない。

さらに、現時点で料率水準に問題がなかったとしてもトレンドを勘案すると次年度以降は適正な水準ではないと判断できる可能性もある。

そのため、料率検証結果を報告するにあたっては、過去の実績に関する報告だけではなく、将来における保険料や保険金の予測も行い、損害率に関する将来予測についてもアクチュアリーとしての専門的数理能力を十分発揮して、同時に検討することが望ましいと言える。

(2)

a. 合理的料率細分化の必要性

料率検証の結果、地域別に損害率の明確な差異が判明した際、損害率格差に応じて料率を合理的細分化することは一般的には妥当である。料率の合理的細分化がなされていない場合には、一般的には、保険契約者の負担の公平性の阻害のほかにも次の問題が生じる。

① 保険の入手可能性

第一は保険の入手可能性の阻害が挙げられる。料率が個々の危険度を反映していない場合、あるリスクグループについては保険会社に必要以上の利益を与えるものとなり、一方別のリスクグループについては採算の合わないものとなる。保険会社が後者の契約引き受けに消極的となり、保険のアクセシビリティ（入手可能性）を損ない、社会問題を惹起する恐れがある。

② 競争市場における状況

第二は、競争市場においてそれぞれの危険度に見合った低い料率を用いなければ、その保険会社は劣勢に立たされる。しかるに、もし料率が合理的に細分化されていなければ、この場合その会社は妥当な対応措置を採ることができないことになる。

しかしながら、料率の細分化を行うかどうかについては、次のとおり様々な観点から慎重に検討する必要がある。

b. 損害率格差の精査

最初に行うべきこととして、損害率を再度精査することが挙げられる。具体的には、次の2点を確認する必要がある。

① 損害率格差に与える主たる要因が地域以外にないこと

料率検証の結果、地域別に信頼に足る損害率が取得したとしても、損害率に対し地域以外の他の要素が影響を及ぼしている可能性もありうるため、データを再度精査する必要がある。例えば、a地区にはb地区と比較して高齢者が多く、高齢者の事故率の悪化によりa地区全体の損害率の悪化につながっているようなことも考えられる。そのような場合においては、地域別の保険料率の導入を検討するよりもむしろ高齢者に対して割増を賦課する保険料率の導入を検討した方が好ましい可能性もありうる。

② 対人・対物・搭傷・車両といった担保種目別に見てもやはり地域別に損害率格差が存在すること

担保種目により損害率格差の傾向が明らかに異なる可能性もありうるため、データを再度精査する必要がある。例えば、a地区においてはある担保種目の損害率が極端に悪化しており、その結果a地区全体の損害率の悪化につながっているようなことも考えられる。そのような場合においては、地域別の保険料率の導入を検討するよりもむしろその担保種目の料率水準を見直すことやその引受方針の変更を行う方が好ましい可能性もありうる。

すなわち、地域別の保険料率を導入するかどうかについては、料率格差の主たる要因が地域にあることを確認した上で進める必要がある。その上でやはり料率格差の主たる要因が地域にあると判断できる場合においては、次のとおり地域別料率の導入にあたり様々な観点から検討を行う必要がある。

c. 地域別料率の導入可否

① 全体の収支に関する検討

第一に、全体の収支を考える必要がある。自動車保険の予定損害率60%に対して、実績損害率

を計算してみると、a地区とb地区合計で60%となっていることから、全体で見ると収支はとれていることになり、あえて地域別の保険料率を導入しないという判断もありうる。一方、今後の販売計画などによりa地区の契約割合の増加が確実に見込まれるような場合においては、将来の収支悪化を未然に防ぐ観点から、今の時点から地域別の保険料率を導入するという判断もありうる。

② 他社の状況を踏まえた検討

第二に、前述のとおり競争市場においては他社状況を考える必要がある。例えば他社が先行して地域別の保険料率を導入しており、損害率が良好なb地区において危険度に見合った低い保険料率を適用しているような場合においては、b地区において契約が他社に流出する可能性が高くなるため、他社に追随し地域別の保険料率を導入するという判断はありうる。一方、他社が地域別の保険料率を導入していない場合においては、全体では収支がとれているため地域別の保険料率を導入しないという判断もありうる。

③ 測定可能性を踏まえた危険標識に関する検討

第三に、導入する危険指標を考える必要がある。まず、取得した損害率はa地区が75%、b地区が30%であるが、何の基準（契約者住所、被保険者住所、車両登録地など）をもってデータをa地区、b地区に区分けしたかを確認する必要がある。その上で、その基準が危険指標として、地域別のリスク格差を最も反映しているものか、測定可能性の観点から実務上使用できるものかどうかが検討する必要がある。検討の結果、当該危険指標を使用することもありうるし、また二次的な危険指標を使用することもありうる。リスク格差を適切に反映する二次的な危険指標も見つからない場合は、料率細分化の導入を断念することも考えられる。

④ 募集態勢に関する検討

第四に、募集態勢を考える必要がある。地域別の保険料率を適用するためには、募集時に正確に上記③により決定した危険指標を確認する必要がある。また契約者の転居などにより使用地域が変更になった場合においてもやはり、正確に危険指標を確認する必要がある。危険指標が正確に確認できなかった場合には、保険料の適用誤りが発生してしまい、その意味においては募集人教育は非常に重要となる。すなわち十分な募集態勢を整えることができないような場合には、地域別の保険料率を導入しないという判断もありうる。

⑤ 改定コストに関する検討

第五に、地域別の保険料率導入にあたっての改定コストを考える必要がある。上記④と重なる部分もあるが、新たな危険指標の導入にあたっては、申込書の変更、記入項目の周知徹底など募集人教育、保険料計算システムを始めとする各種システムの変更に繋がる。導入した場合の便益が上記改定コストを確実に上回るものと見込まれる場合には、地域別の保険料率を導入するという判断もありうるが、そうでない場合には導入しない可能性が高くなる。

⑥ 地域別料率導入による風評リスクの考察

第六に、風評リスクを考える必要がある。地域別の保険料率を導入し、損害率が悪化しているa地区に高い保険料率を適用する場合には、たとえa地区の損害率が高いと言っても、a地区を冷遇しているように見られ、契約者より反発を買い、結果として自社のブランドイメージが傷つく恐れがある。なおこのような傾向は、他社が地域別の保険料率していない場合において一層強くなるものと思われる。

以上のような観点から検討の上、総合的に判断を行った結果、地域別の保険料率を導入しないことも十分に考えられる。上述のとおり損害率格差は大きいものの、自動車保険全体で見ると予定損害率どおりであり、収支はとれているため、当面は料率格差を設けず引き続き損害率の分析を進めていくという選択肢もありうる。

一方、地域別の保険料率を導入するということが十分に考えられるが、その場合、地域別の保険料率・料率格差の算出にあたっては次の点に留意する必要がある。

d. 地域別料率の水準について

① データの補正

第一に、必要に応じデータの補正を行う必要がある。実績損害率の格差は2.5倍となっているが、使用地域以外の損害率に与える影響を排除した上で、使用地域自体が損害率に与える影響を算出し、これをもって格差とすべきである。

② 更なる料率細分化

第二に、更なる料率細分化を行う必要があるかどうか、検討する必要がある。現在取得している損害率はa地区およびb地区のものであるが、よりリスク実態に見合った料率とするため、料率検証を再度行ったうえで、更なる料率細分化を行う必要があるかどうか検討する必要がある。その際、料率の細分化を進めていけばよりリスク実態に見合った料率となる可能性がある一方、細分化により個々の地域のデータ量は減少し、アクチュアリアルな観点からみれば信頼性が損なわれることに留意する必要がある。

③ 担保種目別の細分化

第三に、担保種目別に異なる料率格差とするかどうか検討する必要がある。担保種目別の損害率格差の状況が大きく異なるのであれば、料率格差を担保種目別に設定することもありうるが、担保種目別の傾向に大きな差異がないのであれば料率体系を簡明とする観点より、料率格差に差異を設けないことも考えられる。

④ 激変緩和措置の導入

第四に、激変緩和措置の導入の検討を行う必要がある。地域別の保険料率の導入にあたって、個々の契約者からみて、保険料が激変することは決して好ましいことではない。特に、保険料が引き上げられるa地区の契約者からは強い反対にあうことが予想される。このような場合、何らかの激変緩和措置の導入の検討を行う必要がある。

⑤ 付加保険料率の設定

第五に、付加保険料率の設定方法を検討する必要がある。a地区、b地区に対する人件費、物件費および代理店手数料等の支出状況を確認の上、合理的に設定する必要がある。

⑥ 保険業法施行規則の規定

第六に、保険業法施行規則の規定に留意する必要がある。保険業法施行規則第12条によれば、料率格差を設けることができる地域は限られており、また料率格差は1.5倍以内であることが求められている。よって、a地区、b地区または更なる料率細分化を行う場合はその当該地域が料率格差を設けることができる地域であることおよび料率格差が1.5倍以内であることを確認する必要がある。

以上のとおり、一口に地域別の保険料率の導入を検討すると言っても、契約者の視点、募集人の視点、保険会社の視点、社会全般の視点から多面的に検討する必要がある。また導入する場合であっても、どの程度料率格差を設けるかは慎重な検討が必要である。

なお、導入した後についても、定期的にフォローアップを行い、a地区の損害率が改善しているか、使用した危険指標は妥当であったか、保険料の適用誤りはないか、システムコストは当初の想定どおりかといった事項等をウォッチしていく必要がある。